

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 宿舍の管理を一元的に行い、職務の効率的な遂行を確保するため、宿舍の所属区分を見直す。
- (2) 新たに転任等によってその勤務する公署から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされた者の入居の確保等のため、一般宿舍の入居期間に上限を設ける。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり宿舍の所属区分を改める。

【現行】

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員を居住させるためのもの 総務部

イ 県立学校の職員並びに教育委員会及びその管理に属する機関の職員を居住させるためのもの 教育委員会事務局

ウ 県警察の職員を居住させるためのもの 警察本部

【改正後】

ア イに掲げる職員以外の職員を居住させるためのもの 総務部

イ 県警察の職員を居住させるためのもの 警察本部

- (2) 一般宿舍で入居後10年を超える長期入居者に対しては、職務の都合上やむを得ないと認められる場合を除き、明渡しの請求をすることができることとする。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年3月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。